



三重県公報

令和8年10月23日（金）

第 765 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
57	恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の一部を改正する規則	(福 利 厚 生 課)	2
	告 示		
636	令和7年三重県商品流通調査の実施	(統 計 課)	2
637	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	3
638	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	4
639	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	4
640	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	4
641	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
642	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	5
643	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(同)	5
644	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	6
645	地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定	(斎宮歴史博物館)	7
	公 安 委 告 示		
23	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	(公 安 委 員 会)	7
	公 告		
	国土調査に係る成果の認証の公告	(水資源・地域プロジェクト課)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	10
	第78回准看護師試験の実施	(医 療 人 材 課)	10
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	12
	同件	(同)	13
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	13
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	14
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	15

規 則

恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年十月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十七号

恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の一部を改正する規則

恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則（大正十二年三重県令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第八条 恩給給与規則第三十六条ノ規定ニ依リ恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ申請書ヲ知事ニ差出スベシ</p> <p>前項申請書ノ様式及添附書類ニ付テハ恩給給与細則第十六条ノ規定ニ準スベシ</p>	<p>第八条 恩給給与規則第三十六条ノ規定ニ依リ恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ申請書ヲ知事ニ差出スベシ</p> <p>前項申請書ノ様式及添附書類ニ付テハ恩給給与細則第十五条ノ規定ニ準スベシ</p>
<p>第九条 恩給法施行令第一条ニ規定スル恩給受給権調査票ハ恩給給与細則第十一条ノ規定ニ依ル書式ニ準ジ作製スベシ</p>	<p>第九条 恩給法施行令第一条ニ規定スル恩給受給権調査票ハ恩給給与細則第十条ノ三ノ規定ニ依ル書式ニ準ジ作製スベシ</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 636 号

三重県統計調査条例（平成 21 年三重県条例第 7 号）に基づく県統計調査の実施について、次のとおり告示します。

令和 8 年 10 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査の名称

令和 7 年三重県商品流通調査

2 調査の目的

三重県における製造業の流通実態を把握して、三重県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査の期間

令和 8 年 11 月 24 日（火）から同年 12 月 24 日（木）まで（31 日間）

4 調査対象の範囲

経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計調査及び経済センサス活動調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に並べ、県内シェアの約 90%以上をカバーするよう選定した事業所

5 調査の方法

郵送調査又はオンライン調査

6 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額及び国内向け出荷額のうち消費地別構成比

(2) 基準となる期間

令和7年1月1日（水）から同年12月31日（水）まで

7 結果の公表方法

令和7年三重県産業連関表として公表する。

三重県告示第637号

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により 財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財 産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	三重県地籍調査費負担金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵 省令」という。)に定める耐用年数に相 当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	三重県社会資本整備円滑化 地籍整備交付金		
3	三重県地籍整備推進調査費 補助金		
4	三重県社会資本整備円滑化 地籍整備事業費補助		
5	三重県地域間幹線系統確保 維持費補助金		
6	三重県鉄道軌道安全輸送設 備等整備事業費補助金		
7	幹線鉄道等活性化事業費補 助金		
8	三重県鉄道駅耐震補強事業 費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増 加した財産の処分制限期間(平成22年国 土交通省告示第505号)に定める処分期 間に相当する期間	
9	三重県鉄道施設耐震補強等 事業費補助金		
10	三重県鉄道災害復旧事業費 補助金		
11	三重県鉄道施設安全対策事 業費補助金		
12	三重県地域交通体系整備費 補助金	大蔵省令に定める耐用年数に相当する期 間	
13	三重県交通不便地域等移動 手段確保総合対策補助金		
14	三重県関西本線活性化利用 促進事業費補助金		
15	三重県交通事業者燃料価格 高騰等対策支援補助金		
16	三重県交通事業者利用促進 対策費用補助金		
17	運輸事業振興助成交付金		
18	事業調整制度補助金		
19	三重県市町村振興事業基金 交付金		
20	地域活性化支援事業補助金		
21	三重県移住者の受入態勢充 実支援事業補助金	大蔵省令に定める耐用年数又は補助事業 完了の日から10年のいずれか短い期間	

22	スポーツ団体等活性化補助金	大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間
23	新三重武道館整備費補助金	
24	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金	
25	南部地域活性化基金事業費補助金	
26	東紀州地域産業活性化事業費補助金	
27	熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示の施行前に改正前の地域連携・交通部関係補助金交付要綱の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限の規定については、令和7年4月1日から適用する。

三重県告示第 638 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	イオン薬局 津桜橋店	津市桜橋3丁目446-1		薬局	令和8年10月1日

三重県告示第 639 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出がありました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称又は所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	エール調剤薬局 桑名店	ハート調剤薬局	エール調剤薬局 桑名店		薬局	令和8年10月1日

三重県告示第 640 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 合ヶ野松阪線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯福田町字吉ノ谷495番1地先内	旧	11.6～26.5	40.7
	新	17.2～35.9	40.7

第 2

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 玉城南勢線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡度会町大野木字西野々2357番2地先から 度会郡度会町大野木字川原山167番1地先まで	旧	8.4～25.2	365.5
	新	17.5～27.6	365.5

第3

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 七色峡線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町神上字ドメキ150番地先から 熊野市神川町神上字太上宮ノ元82番地先まで	旧	3.8～5.0	130.0
	新	4.6～9.2	130.0

三重県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥羽松阪線	伊勢市楠部町字北村1801番1地先から 伊勢市楠部町字北村1784番地先まで	令和8年10月23日
県道 館町通線	伊勢市楠部町字北村1780番地先から 伊勢市楠部町字野津1746番1地先まで	令和8年10月23日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町字砥谷1番34地先内	令和8年11月11日

三重県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町字砥谷1番34地先内	令和8年11月11日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第643号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の次のとおり指定しました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

道路の種類	路 線 名	区 間	指定の期日
県道	伊勢南島線	伊勢市岩渕2丁目511番4地先から	令和8年10月23日

	伊勢市岩渕1丁目96番21地先まで	
--	-------------------	--

三重県告示第 644 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しますので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
- 株式会社建築構造センター
- (2) 住所
- 東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号
- (3) 業務区域
- 三重県全域

2 変更内容

業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目 12 番 6 号 長野県長野市南県町 1082 番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号 島根県松江市中原町 6 番地 岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号 広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3 福岡県福岡市博	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目 12 番 6 号 長野県長野市南県町 1082 番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号 島根県松江市中原町 6 番地 岡山県岡山市北区磨屋町 3 番 10 号 広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番 3 号 福岡県福岡市博	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。） 2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内、長野県内又は大阪府内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物

多区博多駅前一丁目7番22号 三重県四日市市 浜田町12番18号 香川県高松市亀井町2番地1 群馬県高崎市八島町262番地 大阪府大阪市中央区南本町三丁目4番15号	多区博多駅前一丁目7番22号 三重県四日市市 浜田町12番18号 香川県高松市亀井町2番1号 群馬県高崎市八島町262番地 大阪府大阪市中央区南本町三丁目4番15号
---	---

3 変更年月日

令和8年11月2日

三重県告示第645号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
アソビュー株式会社
東京都品川区大崎一丁目11番2号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
三重県斎宮歴史博物館の観覧券販売に係る使用料の収納事務
- 3 指定をした日
令和8年8月4日
- 4 委託期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

公 安 委 告 示**三重県公安委員会告示第23号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和8年10月23日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

- 1 駐車監視員資格者講習
 - (1) 実施日時

第1日 令和8年12月2日（水）午前8時40分から午後6時まで
第2日 令和8年12月3日（木）午前8時40分から午後6時まで
修了考査 令和8年12月9日（水）午前9時から午前10時30分まで
 - (2) 実施場所
三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部（2階中会議室及び7階東小会議室）
 - (3) 受講定員
15名（申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。）
 - (4) 受講手続
ア 申込期間
令和8年11月2日（月）から同月25日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 申込先

三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

次のいずれかの方法で、受講者本人が申し込んでください。

(ア) 書面での申込み

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受講の申込み前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムでの申込み

三重県電子申請・届出システムに必要事項を入力し、写真を添付して申し込んでください。

受講日に受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 講習手数料の納付方法

次のいずれかの方法で、講習手数料を納付してください。

なお、既納の講習手数料は、返還しません。

(ア) 書面で申込みの場合

20,000 円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムで申込みの場合

三重県電子申請・届出システムの受理通知を確認後、クレジットカードで納付してください。

オ 申込書等の配布場所

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

2 日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

2 認定考査

(1) 実施日時

令和 8 年 12 月 9 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（7 階東小会議室）

(3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して 5 年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 受検手続

ア 申請期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）から同月 25 日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 申請先

三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申請方法

次のいずれかの方法で、受検者本人が申請してください。

(ア) 書面での申請

認定申請書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受検の申請前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、申請してください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を持参してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムでの申請

三重県電子申請・届出システムに必要事項を入力し、写真を添付して申請してください。

なお、(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を提出してください。

受検日に受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 申請手数料の納付方法

次のいずれかの方法で、申請手数料を納付してください。

なお、既納の申請手数料は、返還しません。

(ア) 書面で申請の場合

4,500 円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申請時に納付してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムで申請の場合

三重県電子申請・届出システム受理通知を確認後、クレジットカードで納付してください。

オ 申請書等の配布場所

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5140）へお問い合わせください。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 8 月から平成 26 年 3 月まで
- 3 成果の名称
いなべ市（山口②）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市藤原町山口地内ほか
- 5 認証年月日
令和 8 年 10 月 6 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
南牟婁郡御浜町

- 2 調査を行った期間
平成28年12月から令和6年4月まで
- 3 成果の名称
御浜町（志原⑫）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南牟婁郡御浜町大字志原字和田ノ口地内ほか
- 5 認証年月日
令和8年10月6日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
南牟婁郡御浜町
- 2 調査を行った期間
平成28年7月から令和6年4月まで
- 3 成果の名称
御浜町（志原⑬）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南牟婁郡御浜町大字志原字中曽地内ほか
- 5 認証年月日
令和8年10月6日

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第78回（令和8年度）三重県准看護師試験を次のとおり実施します。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 試験の実施日時
令和9年2月16日（火）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験の実施場所
津市広明町13番地 三重県庁講堂
- 3 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班で配布します。郵便で願書を請求する場合は、返信用封筒（返信用切手を貼付、宛先を明記）及び准看護師試験願書請求書を同封の上、差出人を明記し、送付してください。
受験願書請求先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班
電話 059（224）2053
 - (2) 請求受付期間
令和8年11月20日（金）から同年12月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- 4 受験願書の受付期間及び受付場所
 - (1) 受付期間
令和9年1月4日（月）から同月6日（水）までの午前9時から午後4時まで
郵送の場合は、令和9年1月6日（水）午後4時必着とします。
 - (2) 受付場所
県庁舎内各保健所、四日市市保健所及び三重県医療保健部医療人材課
- 5 その他
 - (1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、第78回（令和8年度）三重県准看護師試験実施要領を参考にしてください。

(2) この試験についての問合せは、受験願書請求先にしてください。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディスカウントドラッグコスモス芸濃店
津市芸濃町棕本字一ツ谷 3093-1 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 井上 亮	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

(変更後)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 高橋 英丈	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

3 変更年月日

令和 8 年 6 月 23 日

4 変更理由

代表者の変更によるもの

5 届出の日

令和 8 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 10 月 23 日から令和 9 年 2 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢市御薮町複合商業施設
伊勢市御薮町長屋字吉祥 2960 ほか 24 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 井上 亮	東京都港区浜松町二丁目4番1号

(変更後)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 高橋 英丈	東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更年月日

令和8年6月23日

4 変更理由

代表者の変更によるもの

5 届出の日

令和8年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年10月23日から令和9年2月24日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディスカウントドラッグコスモス久保店

松阪市久保町字毛浪田 1267-1 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 井上 亮	東京都港区浜松町二丁目4番1号

(変更後)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 高橋 英丈	東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更年月日

令和8年6月23日

4 変更理由

代表者の変更によるもの

5 届出の日

令和8年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 10 月 23 日から令和 9 年 2 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド伊賀店

伊賀市平野清水 625 番 1 ほか 32 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 井上 亮	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

(変更後)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 高橋 英丈	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 小松 辰夫	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(変更後)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 佐野 財丈	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

3 変更年月日

(1) 令和 8 年 6 月 23 日

(2) 令和 7 年 4 月 1 日

4 変更理由

(1) 代表者の変更によるもの

(2) 代表者の変更によるもの

5 届出の日

令和 8 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 10 月 23 日から令和 9 年 2 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和8年9月14日から同年10月31日まで
 - 3 作業地域
津市美杉町太郎生
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和8年9月30日から令和9年1月19日まで
 - 3 作業地域
三重郡菰野町大字田口
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和8年10月15日から令和9年5月11日まで
 - 3 作業地域
度会郡度会町南中村
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準点測量）
 - 2 作業期間
令和8年10月1日から令和9年3月16日まで
 - 3 作業地域
亀山市辺法寺町
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和8年10月23日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
伊勢都市計画特定用途制限地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 10 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 10 月 6 日	伊勢市久世戸町字南谷 52-2 の一部ほか 8 筆	伊勢市円座町 1005 株式会社森組 代表取締役 森 庄平
令和 8 年 10 月 9 日	伊勢市小俣町相合 471 ほか 6 筆	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10-1 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
令和 8 年 10 月 9 日	伊賀市西明寺 2833 ほか 4 筆	伊賀市ゆめが丘七丁目 5-5 中外医薬生産株式会社 代表取締役社長 田山 林太郎

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>